

土木森林環境委員会会議録

日時 令和7年6月24日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時21分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 臼井 友基 望月 大輔
古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 寺沢 直樹 県土整備部理事 若尾 洋一
リニア推進監 矢野 昌 県土整備部次長 林 貴彦
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 水口 保一
県土整備部技監 久保 正樹 総括技術審査監 宮下 喜樹
県土整備総務課長 長田 芳樹 建設業対策室長 鈴木 伸太郎
リニア整備推進室長 関 俊也 用地課長 串田 良子
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 金子 英人
治水課長 山川 秀人 下水道室長 細田 智愁
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 雨宮 康治
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 米山 文人
住宅対策室長 中島 知克 営繕課長 武藤 勉

森林環境部長 齊藤 武彦
森林環境部技監（環境整備課長事務取扱） 中川 直美
森林環境部理事（森林環境部次長事務取扱） 小澤 浩
森林環境部次長（森林環境政策課長事務取扱） 渡邊 文昭
森林環境部技監 英賀 慶彦
森林整備課長 江俣 尚厚 林業振興課長 伊川 浩道
県有林課長 堀内 直 治山林道課長 篠原 淳
大気水質保全課長 野中 俊宏 自然共生推進課長 小泉 友則

議題

（付託案件）

- 第 8 1 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第 8 2 号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 3 号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 4 号 契約締結の件
- 第 8 7 号 山梨県道路公社が行う有料道路の料金及び料金の徴収期間の変更に関する同意の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、森林環境部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時48分まで県土整備部関係の審査を行い、休憩を挟み、午後0時59分から午後2時21分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※付託案件

※第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第84号 契約締結の件

質疑

望月（大）委員 愛宕山の旧少年自然の家の解体ということで、昨年度も、まだ所管が教育厚生委員会ということで話は伺っていたので、そのときに解体に向けて今進めているというお話を聞いておりました。

今回、解体を実際に契約を結んで行うということで、今後は駐車場にするということで、この解体と跡地整備工事ということですが、大体どれぐらいの駐車が確保できるのか。

現状、土日は、愛宕山の駐車場もかなりいっぱいになっていると認識しておりますが、これによりどれぐらい緩和できるか確認できたかと思いますが、いかがでしょうか。

吉野景観まちづくり室長 今回の造成整備工事によりまして、駐車場の台数といたしましては、全部で35台の確保をするという形になります。第1駐車場で10台、第2駐車場で13台、第3駐車場で10台、そのほか、障害者用として2台を確保するような形で、計35台となります。

望月（大）委員 現状ある愛宕山の駐車場と足して、大体どれぐらいになるか分かりますか。

吉野景観まちづくり室長 既存の駐車場の台数ですけれども、管理している所管が総合県民支援局になっておりまして、今こちらのほうで資料の持ち合わせがないものですから、後で確認して、またお知らせいたします。

望月（大）委員 最後にしますけれども、今、既存の駐車場がかなり混んでいて、下から歩いていかなくはならないとか、バスでピストンしなくてはいけないという状況があつて、今回、少年自然の家を解体して、そこを活用するということは、地形的にも何か新しいものを建てるのは難しいかなと思いましたが、駐車場にすることは予想していました。新設道路も描かれておりますが、歩道の確保とか、あるいは、そこからのまた愛宕山のこどもの国とか、科学館に移動する方々の歩道とか、あとは障害者用のスペースの駐車場もあると聞いておりますけれども、そこら辺の歩道確保とか、バリアフリーとか、そういった観点はあるでしょうか。

吉野景観まちづくり室長 その辺りの課題はあるとは思いますが、今のところそのような計画があるということは、県土整備部で聞いておりません。その後、これからの検討事項ということになるかと思えます。

望月（大）委員 地形的にかなり急なところもあると思いますので、ぜひそういった点も踏まえて今後検討していただければと思います。

菅野委員 今回の少年自然の家の解体、それから、土地の整備工事に伴うこちらの費用について伺います。工事費用はどのように積算したのですか。

吉野景観まちづくり室長 工事費用の積算は、基本的な一般土木工事の歩掛を使った形で算出をしております。積上げという形になります。

菅野委員 それでは、建物の安全性について幾つか伺います。こちらの建物については、アスベストなど身体に有害と言われるような物質の使用はあるのでしょうか。

吉野景観まちづくり室長 アスベストは、建物自体にはございます。先行して今、アスベスト除去工事のほうは着手しておりまして、6月ぐらいまでには終了する予定でございます。

菅野委員 そうしますと、工事費用の設定金額というのは、アスベスト等があったことを踏まえて設定をしているのでしょうか。設定金額が上がる可能性があるのではないかと思いますので、その点について伺います。

吉野景観まちづくり室長 仮契約金額、6億610万円については、アスベストの除去費用は含んでおりません。これは、あくまでも別の契約ということになります。

菅野委員 では、参考までに、アスベストの除去工事については、費用はどの程度かかる見込みなのかお分かりになりますか。

吉野景観まちづくり室長 2,600万円ほどでございます。

菅野委員 こういったアスベスト等の工事に伴っては、近隣地域等への安全性などが心配されますけれども、その辺についてはどのように対応していますか。

吉野景観まちづくり室長 アスベスト工事等を行うときには、飛散がないようにして、囲った中で実施をしておりますので、そういった害が起こらないと考えております。

菅野委員 では、工事期間中のその他の地域の安全性について2点ほど伺います。
こちらの愛宕山少年自然の家は、県立科学館に向かう途中にあるということもあって、もともと車の往来、特に休日など車の往来も多いかと思いますが、工事期間中は、工事に伴う車両、特に大型車両などがたくさん通るかと思われませんが、その辺の安全性、もしくは工事車両がどのくらいの期間どの程度、日中なのか、夕方までとか、朝早くか

らとか、そういった工事車両が多く通る時間帯や交通量等について、どのようにお考えでしょうか。

吉野景観まちづくり室長 工事中の工事車両の運行ですけれども、市道等に接続するところについては、交通誘導員等を配置した中で、既存交通と、そういった危険性がないように、配慮するような形で工事を進めることになっております。

また、イベント等で特に交通量が多い場合については、工事の内容等を調整しながら、一般車両と、そういった交通量の重複が起こらないような形を考慮しながら工事を進める形で考えてございます。

菅野委員 先ほど申し上げたとおり、車の往来ももともと多くある場所ということもありますし、家族連れ、小さいお子さんもいらっしゃる場合が多いかなと思います。渋滞とか事故など起こさないような対策、配慮が必要だと考えますので、その点はしっかり適切に御対応いただけるようお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 山梨県道路公社が行う有料道路の料金及び料金の徴収期間の変更に係る同意の件

質疑

石原委員 山梨県道路公社が行う有料道路の料金及び料金の徴収期間の変更に係ることにについて、幾つかお伺いさせていただきます。

維持管理有料道路は、本来、有料道路の徴収期間が終わった後は無料になるということですが、その例外として、道路管理者が該当道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不相当であると認められたときに、料金の徴収期間経過後も有料管理を継続できるという法律があるのは承知しております。

国内でも3つの、関門トンネル、富士山有料道路、あと真鶴道路というところがこの道路になっていますが、とても難しい道路ということは十分承知しております。

そこで、今後、経費がどのようにかかってくるのか、年間当たりの費用をまずお聞きすると、また、県が管理する一般的な道路と比べるとどのくらい差があるのか併せてお聞きします。

保坂道路整備課長 富士スバルラインでは、先ほど御説明いたしました発電機などの保守点検ですとか、冬の除雪のほかに、舗装や構造物の修繕、毎日3回の道路パトロール、異常気象時における通行規制の対応などを行っておりまして、年間に要する管理費は、過去10年

間の平均ですが4億4,229万円余となっております。この管理費用は、県が管理する一般道路と比べますと約7倍という管理費となっております。

石原委員 10年間平均で4億円以上ということで、管理にすごく費用がかかる道路で、また、ほかの道路と比べて7倍ということで、特殊な道路というのは十分理解させてもらいました。

では、令和31年まで徴収期間を延長するというので、それに併せて料金の見直しも行うということですが、今後25年間にどのような費用が発生するのか、具体的に教えていただければと思います。

保坂道路整備課長 スバルラインでは、利用者の安全な通行を確保するために、これまでも橋梁やのり面施設の軽微な補修による維持管理は行ってきたところであります。

今後は、橋梁の再塗装、そして、劣化しましたコンクリート床版の補修、落石を防止するための柵の取替え、のり面のコンクリート吹きつけの更新など、大規模な修繕を順次進めていく計画としております。

また、除雪に使うロータリー式の除雪車ですとか、麓から水を運ぶための給水車の車両の更新といった費用も今後25年間に見込んでおります。

石原委員 また、料金の見直しも行うということですが、料金を見直しをどのように周知していくか、観光会社とかいろいろなところがあるかと思いますが、その周知方法がありましたら教えてください。

保坂道路整備課長 今議会におきまして議決をいただき、その後、国の許可を得た後、道路公社のホームページで広くお知らせをすることとしております。

また、現在の料金所ですとか周辺の道の駅、そして、その他観光施設におきましても、チラシの配付により周知を行っていく予定でおります。

また、観光バスも多いことから、バスなどの交通事業者の協会を通して、全国への周知も予定をしております。10月1日からの改定に円滑に移行できますよう広く周知を図ってまいりたいと考えております。

石原委員 どうしても値上げとなると、いろいろなトラブル等が発生するかと思いますが、その辺の対応もよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、スバルラインは、コロナ禍の行動制限によって一時期通行止め等になった経緯もあることは承知しております。経営にとっても大きな影響があったと思うのですが、その後順調に回復していることも承知しております。

今後もスバルラインを安定的に経営していくためには、道路公社としても利用促進に向けた取組を行っていく必要があるかと思いますが、その辺の考えをお聞きいたします。

保坂道路整備課長 道路公社では、10月から一部線営業を樹海台駐車場まで延伸し、利用者へのサービス向上を図ることとしております。この樹海台駐車場からは富士山頂を望むことができ、眼下には青木ヶ原樹海、河口湖、そして富士吉田市街などを広く眺望できることから、5合目まで通行できないときでも、来訪者にはこれまで以上に満足いただけるものと考えております。

また、道路公社では、これまでも利用促進策としまして、Instagramを使った情報発信や、首都圏への旅行会社への宣伝、そして、観光推進機構と連携した県外でのPR活動を行っているところであります。今後も利用促進につながる取組を積極的に行ってまいります。

石原委員 どうしてもスバルラインは国内外の方たちが数多く来られる道でもありますので、走っている方がよく言うのですが、まさかこの橋が崩れると思って走っている方も誰もいませんし、この道が崩れるということを思って走っている方はいないと思いますので、その辺の管理にはとても御尽力をいただいて、安心、安全な道路を造っていただきたいと思います。

山田委員 古い話で申し訳ないのですが、当時、私が議員になったばかりのときに、雁坂トンネルが、約3億円の収入で1億円の経費がありました。ところが、国の返済金額はそれを上回る金額だったので、プラスがあっても一時的に一般会計からかなりつぎ込んでいました。

そのときに、道路公社の法律を調べてみると、今は少し推移が違っているのかもしれないですが、正直、富士スバルラインはドル箱だったので、その費用を充てることはできないかということを言ったことがあるのですが。

今、4億円ぐらい維持費がかかると言っていますが、収入の話をしていないので、現状の収入に対して維持費が4億円かかるという説明をまずしていただいて、今までの収支の話はどこにも出ていないので、当時ドル箱であった残高があるはずなので、現状、幾ら残高があるのか教えていただけませんか。

保坂道路整備課長 まず、昨年度の収入のほうですが、料金収入といたしまして4億8,200万円ございました。ちなみに、コロナになる前の収入は8億円近くあったところですよ。

先ほど、支出のほうにつきましては、管理費として4億5,000万円という説明をさせていただきましたけれども、管理費のほか消費税の納付額ですとか、あとは修繕するための準備金などを加え、支出の総額としますと、昨年度の数字で言いますが、4億8,900万円と収入のほうを若干上回っております。昨年度の当期利益としましては若干のマイナスという状況でございます。

もう一つ、修繕準備金の残高でございますが、約3億5,000万円となっております。

山田委員 3億円の準備金であれば、1年間で終わるということですよ、ある意味。

その辺の事情が明らかになるほうがいいわけであって、当時はもうちょっと、10億円ぐらい持っていたという気がしましたけれど、その後規制が大分かかったり、通行量を制限したりということもあって、言葉は悪いけれど、言いやすく言うと、大分食い潰してきたという状況なので、値上げはやむなしだと思うのですが。

今後、徴収期間を25年間延ばすのはいいですが、そうすると、これだけの値上げをしても、今度は逆に追いつかないので、途中でまた値上げが想定されるという理解でよろしいでしょうか。

保坂道路整備課長 今回、25年間、料金徴収期間を延長するというところでございますが、25年間にかかる費用としまして、先ほど御説明しました橋梁の修繕費用、そして、のり面をはじめとしました道路構造物の大規模な修繕費用といったところを全て見積っております。それを計画的に進めるために必要な料金を今回設定しておるところでございます。今後の料金改定の予定は特に考えておりません。

古屋委員 関連質問ですけれど、もう少し深掘りをさせていただきたいと思います。

第1点は、維持管理有料道路の位置づけというのは、具体的にどういうことになっているのか、おさらいになりますがお聞きします。

保坂道路整備課長 ただいま御質問ありました維持管理有料道路ですが、道路の維持修繕に関する工事に特に多額の費用を要すること、そして、道路管理者がこれらの工事を行うことが著しく困難であることが認められたときに限って、この維持管理有料道路制度を国が許可して適用できることとなっております。

古屋委員 それで、手元に、いわゆる自家発電機だとか、トイレの改修だとか、のり面だとか、いろいろと図面を頂いているのですけれど、これらの具体的な工事費というのは、値上げに当たってどのぐらいかかるのか、具体的な数字を出していただきたいと思うのですが、できれば資料として、委員長、お願いしたいのですが、取りあえず口頭で答弁いただけるのだったら、値上げに当たっての算定の額をお示しいただきたいと思います。

保坂道路整備課長 今後、料金徴収期間を25年延ばしまして、その25年で必要となる経費ですが、まず、維持修繕費としまして約110億円、管理費用といたしまして約43億円、先ほど御説明しました橋梁の修繕費用としまして約7億円、同じく御説明いたしましたのり面の修繕費用としまして約130億円を見込んでおりまして、その合計としましては174億円余を経費として見込んでおるところであります。

古屋委員 今、資料を求めましたが、これだけ今いただきましたので、ありがとうございます。

それで、この25年の間に、今いろいろな議論を呼んでいます富士トラムの問題は恐らく出てくると思いますが、聞き及んでいるところによりますと、磁気を埋設するか、白線をどうこうするか、いわゆるスバルラインの道路にかかる費用というのが発

生してくると思うのですが、それは、もし、この富士トラム事業が25年間の中で進んできた場合、料金改定はどのように考えているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

保坂道路整備課長 富士トラム構想のほうですが、担当部局であります新価値・地域創造推進局におきまして、現在、軌道法の適用の可能性ですとか技術課題、そして、運行ルートといったところについて検討を進めていると承知をしております。

今、御質問がありました富士山有料道路の運用方法については、トラムの検討状況が明らかになってきたところで、担当部局と協議をしていきたいと考えております。

古屋委員 今から協議をするということですが、もし富士トラムがだんだん進んでくれば、料金改定がこの間にあり得るという受け止め方でよろしいですか。

保坂道路整備課長 その辺につきましても、担当部局のほうの詳細な検討結果を踏まえまして、今後、議論をしていくと考えております。

古屋委員 いずれにしても、今ここで議論にはなりません、一応ここで示された中において、状況によってはあり得るという受け止め方を、取りあえず個人的にはしていきたいと思いますので、情報は速やかにいただくようお願い申し上げます。

保坂道路整備課長 先ほど誤った答弁をしてしまいましたので、修正をさせていただきます。

先ほど、25年間に必要な経費の中で、のり面防災費用を130億円と説明をいたしましたが、誤りでありまして、正式には13億円余でございます。申し訳ございませんでした。

飯島（修）委員 変更内容のマル3に料金の企画割引及び社会実験割引に関する事項の追加とあります。課長からも説明はあったのですが、企画割引と社会実験割引という内容がいまいち理解できないので、お願いできますか。

保坂道路整備課長 ただいま御質問ありました企画割引と社会実験割引ですけれども、企画割引のほうは、例えばスバルライン周辺で行われている観光イベントですとか、開通何周年記念といった行事に合わせまして、一定期間割引をするようなことを想定しております。

また、社会実験割引のほうですけれども、一定期間割引をした場合に、こういった観光客、利用者の動きがあるのか、シーズンで変えることによって平準化をできるのかとか、そういった実験を伴う割引、そういったものを想定しているところであります。

飯島（修）委員 そうすると、今までも企画割引とか社会実験割引というものがあったのかなということと、もう一つ、今回はもうちょっと突っ込んでとありますが、料金改定した後、こういう企画割引、こういう社会実験を想定しているというものがあつたら教えていただきたいと思います。

保坂道路整備課長 これまで、平成27年に、雁坂トンネルと合わせて富士山有料道路を一定期間無料化したときがございました。その1回のみでありまして、そのほかの割引というのはございませんでした。

今後何か想定しているのかということではありますが、今のところ、コロナ以降の利用者も順調に回復をしておりますので、また、今後、社会情勢の変化ですとか、利用者のニーズに応じて、必要な場合は割引措置を検討していくということになります。

飯島（修）委員 次に、先ほどからお話がありました。供用開始から60年以上が経過しているため橋梁やのり面の大規模修繕が必要だとアンダーラインも引いてありますが、私の認識だと、橋梁については今9か所ぐらいあると認識しているのですが、のり面については何か所というのはありますか。

保坂道路整備課長 のり面で今、修繕を計画しているところは、全部で14か所ございます。

飯島（修）委員 それで、今までもいろいろな質疑応答はありますが、橋梁やのり面の修繕は、抜本的な対策として、橋梁の架け替えとか、のり面の打ち直しもいずれ大規模に必要になってくると思います。

先ほどから25年という議論がありますが、では、25年後にそういう大規模な架け替えとか打ち直しが出てきて、その費用が、例えば先ほど説明がありましたけれど、維持費、管理費、橋梁、のり面含めて170何億円という理解でいいですか。

保坂道路整備課長 先ほど25年間に必要となる経費を御説明させていただきましたが、現在、法律で決められているこの有料道路の期間というのは25年間というのが最上限でございますので、その間に必要となる構造物、道路施設の修繕費用は全てここに見込んでおります。

菅野委員 今回の料金の変更についてですが、地元の住民の方、それから関係機関等の意向を確認されているのか伺いたいと思います。理解を得られているということですのでよろしいでしょうか。

保坂道路整備課長 今回、この件を議案として県議会に提出させていただいた内容につきましては、事前に地元の市町村、そして、観光協会並びに関係する団体等に御説明をさせていただいております、御理解をいただいている状況でございます。

菅野委員 では、1点最後に伺います。

先ほど、利用者についての答弁で、コロナ以降、利用者は回復しているという答弁がありましたが、今回、道路の料金を値上げしたということで、もしかして利用者が減少することを見込んだのかなと初めは思ったのですが、利用者が回復しているという答

弁だったので、県として、利用料金を上げることに関わって、今後、利用者の見込みがどうなると想定しているのか伺います。

保坂道路整備課長 今後の利用者の見込みですが、コロナのときに大分利用者が落ち込んでしまったということで、それ以前の利用者が、通常、富士山のスバルラインを利用する台数と考えています。今後、コロナ前の台数まで回復することを見込んでおりまして、それを基に今回、1台当たりの料金を算出しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(道路附属物について)

臼井委員 今年の4月9日水曜日の山日新聞に「標識や街路樹など道路附属物『修繕必要』山梨3番目」という全国調査の結果の記事がありました。

これは、古河電気工業がまとめた道路標識、あるいは道路標示、あるいは街路樹、信号もですが、信号は県土整備部の所管ではなく警察だと思しますので、警察の所管の部分も含まれておりますが、この全国調査で、メンテナンスが必要だと県民の皆様が感じられた道路附属物を見たことがあるかどうかという調査でございました。

その結果として、これはトータルですが、全国で3番目だったという記事であります。全国で3位というのは、要は修繕が必要だ、メンテナンスが必要だと感じた県民の方が、全国で3番目に多かったという記事でありました。

恐らく、山日新聞の記事でありますから、皆さん方も御覧になられていると思いますが、結構大きな記事で出ていると承知をしています。読売新聞でも出ていました。それ以外の新聞は分かりませんが。

このことについて、県土整備部の皆さん方、読まれたかどうか、また、この記事を読んでどのように感じられたかを伺います。

金子道路管理課長 この古河電気工業が実施しましたアンケート調査の結果につきましては、県におきましても内容については承知をしておるところでございます。

県におきましては、道路附属物のメンテナンスにつきましては、定期点検結果や道路パトロール、道路利用者からの情報提供等を踏まえまして、これまでも補修を実施してきているところでございます。県といたしましても、県民の皆様が安心して道路を利用できるよう、今後も引き続きしっかりと維持管理に努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 ちなみに、今おっしゃった道路、道路附属物のチェックを、どういう基準で行っているのか具体的に示していただきたいのと、これまで県がこれらの点について、今のお話だと毎年チェックを行ってきて、それなりに修繕をされてきたというお答えだと思いますが、この結果から見ると、チェックの方法自体がいかがだったのかなと思いますので、どういう基準でチェックをしているのか伺いたいと思います。

金子道路管理課長 道路の附属物についてですが、構造物の種類によって点検の頻度が決まっております。まして、附属物の場合ですけれども、大体、定期点検と呼ばれるものは5年から10年の頻度で、近接目視によって点検をしております。

臼井委員 もう一度言いますが、どういう基準で行っていたのかお答えください。

金子道路管理課長 まず、定期点検ですけれども、定期点検要領というものがございまして、その基準にのっとり、近接目視等によって点検を行っております。

臼井委員 多分ですが、目視で確認を行ったりとか、あるいはそれ以外の何か方法があるのかもしれませんが、その点検要領かどうかは分かりませんが、多分、例えばどれぐらい摩耗だったり、あるいはどれぐらい破損しているとか、言い方はちょっと分かりませんが、どういうものだったら修繕が必要なのか、メンテナンスが必要なのかというのが多分あると思いますが、そこら辺はいかがですか。

金子道路管理課長 大きな附属物の判定の区分というので、まず、健全性の判定というものがございまして、全部で4段階に分かれております。

まず、1番が健全であるという内容。それから、2番目のもので予防保全段階ということで、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態であるという段階。それから、第3段階としまして早期措置段階、構造物の機能に支障が生じる可能性があるので早期に措置を講ずる段階。それと、第4段階で緊急措置段階ということで、緊急に措置を講ずるべき状態という区分に分かれるのですが、その区分を判定するために、腐食の度合いであるとか部材の形状、変形であるとか欠損であるとか、そういったものを項目ごとに判定をしていって、総合的に判断して、先ほどのような判定区分に基づいて対策を講じているという状況でございます。

臼井委員 恐らくそういうことだろうなと思っていました。多分、道路附属物だけではなくて、道路もそうだし、橋などもそうだと思いますが、恐らくそういう基準があって、4段階か5段階か分かりませんが、今おっしゃられたのは予防の段階と早期措置の段階という、多分そこら辺が一つの分かれ目になるのではないかなと思っていますが。

恐らく、そこら辺のところで、それぞれが多分、山梨県では、県土整備部では、予防だから、メンテナンスは必要ないだろうというお話しなのではないかなと理解をして

いるところであります。

皆さん方がそれやってきた結果として、こういった調査結果が出たわけですが、これまでの県の対応が十分だったかどうか、率直に御意見をお聞かせください。

金子道路管理課長 先ほどもお答えいたしましたように、これまで県といたしましては、今申し上げましたような定期点検、それから、それ以外にも日常行っています道路パトロール、それから、道路利用者からの情報提供等を踏まえまして、必要な修繕については実施してきたところでございます。

このような結果が出ているということではございますが、県といたしましては、引き続き、より一層今後もしっかりと維持管理に努めていくと考えております。

臼井委員 今のお答えだと、私の間違った認識、ゆがんだ認識かもしれませんが、今まで県がやってきた対応というのは間違っていなかったと理解してよろしいですか。

金子道路管理課長 県といたしましては、やるべきことはしっかりやってきたと考えております。

臼井委員 一応そのように理解させていただきます。

その上で伺いさせていただきますが、先ほど申しましたように、老朽化した道路の附属物の認知が全国で3位だった。これは信号機が含まれている全体の話なので、もう少し具体的に言うと、道路標識については全国4位、道路標示、これは白線です。全国3位です。そういう結果が出ている。

それで、ちなみに、調査の結果の資料を見させていただきますと、例えばこの山梨県と人口規模が同等程度である香川県は全国でも最下位のほうで、山梨県とまるっきり逆だった。実際何が違うのかがよく分からないのです。山梨県がこうで香川県がそうだった、いろいろな地域事情があるかと思っており単純比較はできませんが、何が違うのかどうか分からなかったということと、道路標示は84.7%の方々が問題視しているわけです。なぜ、香川県はそうではないということと、実際、84.7%の県民の方々が問題だと思っていて、今のお答えだと皆さん方は、恐らく0%ということでもいいですね。同じ思いは持たれていないという理解でよろしいですね。

金子道路管理課長 香川県の事情といったところは、今、委員もおっしゃったように、いろいろ事情が違うところもあると思いますので、何ともお答えできないところがございますが、道路表示とか標識につきましても、全てが県が道路管理者というわけでもございません。交通管理者のものもございますし、市町村のものもございますし、それぞれトータルしてそういうことということで、確かにサンプル数とか、その辺もどの程度かというのもよく分かりませんが、そのような調査結果が出ているということでございますので、我々としましても、今後は、より様々な県民の情報等も聞く中で、より一層しっかり取り組んでいきたいと考えております。

臼井委員 アンケート調査結果は御覧になりましたか、県土整備部で。新聞記事だけじゃなくて。

金子道路管理課長 はい。

臼井委員 別に香川県にこだわっているわけではないですが、そういうのも御覧になられているという理解をしますけれども、私は香川県がどういう状況か分かりませんが、皆さんが、本当に意識があれば、香川県がどういう状況でこれだけの結果になっているのかということ調べてください。調べて比較したらいいではないですか。単純な話だと思います。

それを別に何か、私と同じように香川県の状況は分かりませんという答弁であれば、やはり、この調査結果自体については、恐らく県土整備部として何も感じていなかったと改めて認識をさせていただきました。

では、今後についてですが、聞いていいかどうか分かりませんが、今後についてはどのように対応していくべきだと思われるか、一応お聞かせください。

金子道路管理課長 繰り返しになりますが、今後につきましても、引き続きしっかりと定期点検、道路パトロール、その他もろもろやっていく中で、県民の皆さんに安全な道路環境を提供できるよう、しっかりと必要な補修等、維持管理に努めていきたいと考えております。

臼井委員 皆さん方も車を運転されていると思います。私も車を運転していますが、例えば雨が降って非常に白線が見にくい、摩耗していて消えかかっているところがいっぱいある。これは山梨県庁の近くでもあるのですよ、実際。これだけ大きい通りがあるこの山梨県庁の周りでも、この中心市街地でもそういった場所があると、私は個人的に確認させていただいていますが、運転手はその白線を目安にして、安全運転を心がけるのではないのでしょうか。普通そうだと思いますが、そこで仮に、交通事故が起きたら、皆さん方の責任はありませんか、ありますか、どちらですか。

金子道路管理課長 状況にもよると思いますので、管理瑕疵等、警察の判断等々あると思いますので、一概にはお答えできないかと思います。

臼井委員 これで最後にします。

トータル的に、私、このように突っ込んだことまで話をするつもりはなかったのですが、県土整備部長に、今のような形で県土整備部は全く問題視していないという理解でよろしいかどうか、最後それだけお伺いして終わらせていただきたいと思います。

寺沢部長 少し受け止めの違いがあるかと思いますが、決してそのようなことはなく、今回の報道の中身を今一度確認させていただきまして、どういったところがそのような結果に結びついているのかよく研究させていただきたいと思ひますし、なかなか現地がこうだ

からというよりは、どう受け止められているかという結果ですので、どうつながっているかの部分をよく確認させていただいて、あるいは、さっきから申し上げていますが、利用者の声というのは、まさにダイレクトなことでありますので、丁寧に対応しながら、このアンケート結果が改善されるように努めていきたいと思いますので、ぜひまた御指導のほどよろしくをお願いしたいと思います。

臼井委員

私は、例えば、これは予算の問題もあると思っています。何をするにしても予算の問題があると思っていますし、当然、予算は限りがあります。無制限に予算を使っているものではないと思っていますし、当然優先順位だってあると思っています。

その中でも、例えば、これをどう受け止めるかということがすごく大事だと思っていますし、期待していた答えは、もう少しポジティブな話をできたらなと思っています。

予算がないのならば、どうやったら予算をつくればいいのかということを考えるのも皆さん方のお仕事だと思っていますし、他の事業もあります。今日も6月補正の事業を御説明聞きましたし、全てが大切な事業だと理解をさせていただいています。

その中で優先順位をつけたり、あるいは財源を確保する、予算を確保するためには、もう一度事業全体を整理して、その中で少しでも金額を生む努力をされたりとか、道路管理者として、県民の皆さん方の安全運転を、交通事故のない県にしていこうとか、そういったことを警察と一緒に努力をしていったりすることが普通ではないかなと思ったので、今回この質問を取り上げさせていただきました。

なので、部長が先ほど言ったように、もう一度精査をしていただけるという話でありましたので、その精査した結果については、また改めてお示しをしていただきたいと思いますし、お考えをまた聞かせていただけたらと思います。これで終わりにさせていただきます。

(中部横断道の北部区間の現在の進捗状況について)

山田委員

直接、課長に聞けば済むことですが、議事録にも残したほうがいいかと思ひまして、県民が非常に興味を持っている中部横断道の北部区間の現在の進捗状況、特に長野県側はやや進んでいると我々も聞いていますので、課長のほうから一言、その部分についての進捗状況だけお答えをいただきたいと思います。

新藤高速道路推進課長 中部横断道につきましては、現在、長坂から長野県の八千穂までの間がつながっていないミッシングリンクという状態になっております。

長野県側につきましては、上信越道の佐久小諸から、今申し上げましたところまでつながっている状況でして、現在、ミッシングリンクの長坂―八千穂間につきましては、昨年12月に都市計画の手続きであります公聴会を実施したところでございます。

今後は、環境アセスメントの手続きであります準備書の公告・縦覧を事業者であります国のほうで作成しておりますが、それに基づく手続きに進んでいく予定でございます。具体的な時期等につきましては、法的な手続きが必要になりますので、明確にまだ申し

上げる状況ではございませんが、現在はそのような状況でございます。

(新御坂トンネルについて)

古屋委員 実は先月、峡東地域県民センターが主体になって、今年度の事業説明会がございまして、いよいよ新御坂トンネルの設計に入るということでございますが、今、県が考えております新御坂トンネルの車線は何車線なのか、基本的なところでございますが、お聞きしたいと思います。

保坂道路整備課長 現在、県が整備を進めております新たな御坂トンネルの車線数ですけれども、車道が2車線、そして、歩道が片側につく計画としております。

古屋委員 これは、先ほども少し触れましたが、今、県が考えています河口湖からリニア山梨駅までのいわゆるトラムの運行を目指しているわけでありましたが、それらを意識した路線と理解してよろしいでしょうか。

保坂道路整備課長 富士トラム構想は、先ほども御質問がありましたが、新価値・地域創造推進局のほうで今、検討を進めております。我々が今やっております新たな御坂トンネルにつきましては、根拠法令であります道路法に基づいて定められた基準に沿って今進めております。

新価値・地域創造推進局のほうでは、運行ルートや技術課題について、今、検討を進めているということを聞いておりますので、詳細が今後出てきたときに、県土整備部としても担当部局と一緒に検討を進めていくことになるかと思えます。

古屋委員 大事なことですが、他の部局と連携を図ってやっていくということなのですが、心配しているのは、道路法というのは多分2.5メートル以内で今の道路というのは基準が決められているのですが、このトラムというものは、中国製は2.6メートルあります。

国産車は今検討しているということですが、その辺も含めてやらないと、10数年かけてあの道路にトンネルを開けるのですが、そこは最初どうするのかということをしつかり認識を持って進めていかないと設計に入れなないと思えますが、部局の中でどの程度までそういった議論をして設計をしていくのかということところは、今どのような状況ですか。

保坂道路整備課長 我々県土整備部のほうでは、繰り返しになりますが、道路の技術基準に沿って設計を進めておるところでございます。

富士トラムの担当部局のほうでは、道路法の運送の関係の基準の緩和ですとか、あと、法に適合する車両の製造といったところについて、現在、国内外のメーカーと協議をしていると聞いております。

古屋委員 大事なところですから、そこがしっかりしないと設計できないと思いますから、仮にトラムをそちらのほうまで引くとなれば、2.6メートルにするのか2.5メートルにするのか、あるいはその辺の法律の課題もたくさん出てくると思いますので、ぜひそこは連携を取っていただいて、いいか悪いかの判断もですが。

もう一点お聞きしたいのは、同一車線をトラムと一般車両と一緒に走るというイメージで設計をされているのかどうか、最後一点お伺いしたいと思います。

保坂道路整備課長 今、我々のほうで設計を進めているのは、将来自動車交通量に基づいて車線数や車線幅を決めているところであります。

繰り返しになりますが、担当部局のほうで、軌道法の適用可能性ですとか課題、運行ルートといったところの検討が今進められていると聞いておりますので、またその詳細なところを待って、今後、変更等あれば対応していくということになろうかと思えます。

古屋委員 今、すっきりした答弁になっていないもので、我々も本当に大丈夫かなと。

いわゆる道路幅の問題やら、トラムのスピードやら、2車線という中でやると、相当の渋滞も発生すること考えられますから、そういった緻密なところも県民に、新御坂トンネルが通って随分早くなったな、しかしトラムが前にいて、全然前に進まないということでは困るわけですから、ぜひ、その辺も含めて、新御坂トンネル開通に当たって、より効果的な事業となるよう要望いたしまして終わりたいと思います。

以上です。答弁、もしありましたらお願いします。

保坂道路整備課長 県土整備部といたしましては、新たな御坂トンネルの整備が着実に進むよう、今後も一生懸命取り組んでまいります。

主な質疑等 森林環境部関係

※付託案件

※第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（高性能林業機械等整備事業費について）

望月（大）委員 林業費の木材業振興費の中で、マル臨に入っております高性能林業機械等整備事業費についてお伺いをいたします。

今回、本会議でもドローンの質問をさせていただきましたが、ドローン搭載型レー

ザースキャナーの導入ということですが、こういった林業、様々な業種に対して、作業に I C T の導入というのは当然必要なものだと思っております。

まず、現場において、ドローン搭載型レーザースキャナーの導入を支援するということですが、この機械の具体的な技術は、どのようなものなのか確認をさせていただきます。

伊川林業振興課長 ドローンに搭載するレーザー測量装置でありまして、上空から地表や樹木などに向けてレーザーを照射し、その反射光を計測することで、対象物の形状や位置を高精度にかつ 3 次元で計測する測量技術となります。

これにより、急峻で、また、広範囲にわたる森林の詳細な地形や樹木の本数、位置、形状などのデータを短時間で取得することが可能となりまして、デジタル化された森林資源の情報として一元的に管理できるようになるものでございます。

望月（大）委員 かなり時間も削減できるのではないかなと思いますし、何よりも安全も確保できる、人力の作業が少なくなるということで、安全も確保できると今伺いをいたしました。

従来現場でやられていた作業と比べて変わってくるかと思うのですが、こういったことによる期待される効果があれば伺いしたいと思います。

伊川林業振興課長 まず、このドローンによるレーザー測量は、これまで作業員が危険な斜面や足場の悪い森林内で行っておりましたこの作業がなくなるため、現地での移動や測量作業の負担が大幅に軽減されます。また、このことにより安全性の向上に大きく寄与してまいります。

次に、デジタル化された情報は、森林資源や地形の 3 次元データや、境界情報として地図情報や森林情報を管理するソフトウェアにより、集計や解析等の処理が可能となります。

このことにより、林業経営体は伐採計画や最適な作業道の選定、さらに施業の集約化など合理化された施業計画を迅速に立案できるようになります。結果として、生産性の高い安定した林業経営が期待されるものであります。

望月（大）委員 データも蓄積できますし、計画的に、事前からいろいろな準備や用意もできるということで確認をいたしました。

最後に、この機械を使って課題を払拭していくために、県内に普及していかなければいけないと私も考えておりますので、今後の普及に向けた方針や、どのようにこれを広げていくのかというところをお伺いしたいと思います。

伊川林業振興課長 県内の林業経営体におきましては、こうした I C T の技術を生かした機器だけではなく、現場の作業効率を大幅に高める伐採、造材、集材などの大型機械の導入なども併せて図られているところでございます。現在は 6 7 の事業体で、1 5 5 台ほどの高性能林業機械などが導入されております。

また、近年では、これらの作業を1台で行えるハーベスタや、さらなる高度化を図るために遠隔操作や自動化を可能にするICT技術を活用した先進的な林業機械が導入され始めているところです。

ドローンに搭載するこういったレーザースキャナーにつきましては、航空測量技術自体は2001年頃から航空機やヘリコプターによるものが行われておりましたが、こういったドローンに搭載する小型の、小回りの利くドローンによる測量技術は始まって5年ほどで技術の仕様などが固まっておりますので、今後導入は進むものと考えております。

こうした導入につきましての課題でございますが、機器の導入にはやはり効果が高いものの、多額の初期投資が必要でございます。

また、事業者のこうした技術を活用するための技能者の育成が課題となっておりますので、県では林業経営体に対し、国の補助制度を活用した導入経費の助成、併せて技術研修や操作支援など、導入効果を早期に発揮するための取組を進めているところでございます。

こうした取組を通して、高い生産性に裏づけられた持続可能で安全性の高い林業の実現を目指したいと考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第82号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（明野の処分場について）

山田委員 明野の処分場について何点かお尋ねしたいのですが、平成の終わりに令和にかけて、明野の処分場が、いわゆる自然界にどうしたって存在する数値がある何点かの項目の中で、どうしてもゼロにはならない項目があつて、それがゼロというのはあり得ない項目があることによって、ずっと検査を続けていました。

私は、あの1億円が非常にもったいないので、何とかすべきじゃないかということで知事に申し上げていたところ、今回やっと動き出したのかどうか分かりませんが、手をつけていただいたと思うのですが。

そこで、当時、横内知事の頃、知事も御苦労されたし、歴代の環境整備課長も本当に体を張って処分場について頑張ってきたと私は思っていますし、全国の例を見ると、あんな29ヘクタールなんて狭い地域は山梨ぐらいのもので、よそは60ヘクタール、90ヘクタールといった、3倍ぐらいある処分場でやっている中で、あのような不幸な事案も発生した中で、申し訳ないけれど、ほとんど機能しないまま今日に至ったのではないかと思う中で、今回やっと手をつけてくれたのですが、我々はあれで廃止したという感覚があったのですが、法的には、今回初めて廃止の案件を出したので、そこをまず整理していただけないか。

中川技監 現在の明野処分場の状況でございますけれども、法律的には、最終処分場としてはまだ廃止をしていない状況です。埋立てを終了いたしまして、最終覆土を行って、現在、浸出水の処理という維持管理をしているところでございます。

ただ、委員がおっしゃいましたように、自然界にも存在するホウ素、マンガンが、国の基準の10倍厳しいという中で、今、協定で定める基準を僅かに上回るという状況で、廃棄物処理法上の最終処分場としてはまだ廃止ができず、維持管理を継続しているところでございます。

山田委員 そうすると、今後の廃止の見通しは、例えば地元が合意するとか何かをもってできるのか、それとも自然界にある数値が解除されない限り廃止ができないのか、その点についてはいかがですか。

中川技監 今、僅かに協定の基準を超えている物質がホウ素、マンガンということでございます。今の状況ですと、直ちに廃止するということはできない状況でございます。このため、昨年度、専門家の先生方に入っていていただいて、県で調査検討委員会を設置いたしました。

そこでしっかりと水質の状況について御検討をいただいたところなのですが、国の基準の10倍厳しい協定の基準を僅かに上回る状況で推移しているホウ素とマンガンについて、処理をせず、仮にそのまま放流されたとしても、周辺生活環境保全上の支障がないということが確認されました。

廃棄物処理法では、最終処分場について、浸出水等もろもろの基準をしっかりと守る中で、一定の管理を行わなくても、生活環境保全上の支障がないというときには廃止ができるという規定でございますが、今、公害防止協定の基準というものがございまして、ここを、今、北杜市、事業団、県の三者で結んでいる協定の基準について見直しが必要な状況でございます。

山田委員 そうすると、整理すると、国の基準上は大丈夫な可能性があるのだけれど、地元と

の協定があるがゆえにそこが引っかかっているということは、地元の理解が得られればできるということであるならば、今後、ぜひその部分を、やはり費用対効果はあると思うので、貴重な県費を1億円もずっと使い続けることがいいのかどうか、なお検討してもらいたいと思います。

少し話が変わって申し訳ないですが、今、PFOS、PFASと幾つかあると思うのですが、その部分についてはどのような状況なのでしょう。

中川技監

ただいまの御質問のPFOS等につきましては、現在、廃棄物処理法の中で、PFOS、PFOAは処分場の排水の基準には定まっています。

国が、令和8年の4月から正式に水道水の水質基準に加えることを決定したところでございまして、法律的な基準があるのは水道水でございます。

そのほか、河川水、地下水にも暫定的な目標値を環境省が定めており、そういった基準がございます。それは、人の健康を保護するために水道水の基準もつくったりであるとか、状況がよく分からない中で、河川や地下水の水質について知見を収集したりしていこうということで、環境省で定めた基準でございます。

私どもは、河川や地下水に、暫定的であるとはいえ、定められているその指針値を、仮に明野処分場が原因となって、その値を満たせないようなことがあっては困りますので、そうならないように、現在、水質監視などをしっかり行っているところでございまして、ここにつきましては、たとえ処分場の基準にない項目であったとしても、周辺生活環境保全上の支障がないように、県として責任を持って対応をしまいる所存でございます。

山田委員

これで、幾つかの整理が私たちもできたのですが、そのような基準は、今後も、別枠ではないのかもしれないですが、しっかり生活環境保全のために調査なりを続けてもらいたいのですが、仮に処分場が廃止に至った場合、あの跡地は何か活用を考えていますか。

中川技監

跡地利用につきましては、地域振興の観点から、県が積極的に関与していく考えでございます。今後、地元の皆様方の御意見を伺いながら、具体案を示させていただき、検討を進めたいと考えております。

山田委員

ぜひ前向きな方向で進めていっていただいて、貴重な血税を有効に使っていただきたいということをお願いします。お答えは結構です。

菅野委員

まず、今、山田委員から質問がありました明野の最終処分場の件について、確認の意味も含めて私からも質問をさせていただきます。

明野の最終処分場の浸出水から有機フッ素化合物、PFOS、PFOAが検出されたことについて伺います。

先ほどからもお話があったとおり、ホウ素、マンガンなどの2種類の成分の処分につい

ては、県が先月、処理を終了するという方針を示しました。

これは、今御説明があったとおり、公害防止協定の基準値は超えているけれども、国の基準は下回っているため、生活環境保全上の支障がないから、処理をせず流しても問題ないということのようですが、地元からは、水は生活に必要なもので、今は問題がなくても将来どのような影響が出るか分からないとか、あとは子供たちの安全が本当にそれで担保されるのかという心配の声があることも事実です。地元の方にとっては本当に大きな問題だと思っています。

そのような意味では、住民の方が納得するまで繰り返し説明をする必要があると思いますし、住民の方の了解なしに処理を終了するということを言って、果たして受け入れられるのかという疑問もあります。その点についてはどのようにお考えですか。

中川技監

今のまま処理を継続する等の御質問をいただいたところでございますけれども、明野処分場につきましては、これまで長年にわたり蓄積してきました維持管理のデータから新たな知見が昨年度得られたことに基づきまして、周辺生活環境保全上の支障はないということが客観的に確認されたところでございますので、住民の方々にしっかり説明させていただく中で御理解を求めていきたいと考えております。

菅野委員

今回、新たに国の暫定基準値を上回る有機フッ素化合物、PFOS、PFOAが検出されたことによって、また住民の不安はさらに高まっていると思います。

PFOS、PFOAについては、県が水質管理と周辺環境の監視を続けるということですが、こちら今後基準値を下回った場合、ホウ素やマンガンと同じように処理しなくても問題ない、そのまま処理せずに流しても大丈夫という対応をされるのか、同じようなことが起きるのではないかという心配があります。

PFOS、PFOAの基準値に対する考え方と、今後の方向性について、例えば基準値を下回った場合にはどのように対応するのかお伺いします。

中川技監

PFOS、PFOAにつきましては、最終処分場の排水に係る基準はございません。基準がありますのは、飲料水の水道の基準、さらに河川水などについては、指針値ということで暫定的なものが示されています。

処分場の排水にPFOS、PFOAが含まれているということは確認されておりますけれども、周辺の河川、それから処分場内も含めて地下水、そういったもので先ほどの暫定的な指針値もクリアは十分できている状況で、全く心配のない状況だということです。

菅野委員

暫定的な指針値を十分クリアできているということでしたが、今後の保証は少し心配かなと思います。

先ほどからもお話が出ていますとおり、明野処分場の維持管理費については年間1億円の経費がかかっているということで、それは県民の税金です。

長く管理を続ければ、それだけ県民の負担を増やすことになるので、一日も早く処

分場の管理終了の日を迎えるということは必要だとは思いますが、そうはいうものの安全性が担保されていなければ、本末転倒ではないかなとも思うわけです。

最後のお一人まで住民の了解を得るということと併せて、安全、安心を確約できるまで早計な施設廃止を決定するべきではないと考えますが、見解をお伺いします。

中川技監 廃棄物処理法の処分場としては、できるだけ早期に廃止したとしても、PFOS等については、今、知見を得ている状況ですので、当面、管理、それから監視は継続していく中で、対応、監視の結果等をしっかりと住民の皆様に説明させていただきたいと考えております。

菅野委員 では、引き続きしっかり監視を続けていただきたいと思います。

(北杜市内の土砂の不法投棄について)

北杜市内の土砂の不法投棄について伺います。

今年の2月から3月にかけて、北杜市須玉町大蔵地区の休耕田など4か所に大量の土砂が搬入されました。

これは、2022年に北杜市内6か所に無許可で盛土を造成したということで、県の条例違反で逮捕、有罪判決を受けた事業者によるものですが、この事業者は有罪判決を受けたものの、盛土の撤去又は縮小という県の命令には従わず、いまだに手つかずの状態が続いているということから、周辺の地域からは心配する声が上がっています。

まず、須玉町大蔵地域で新たに見つかった土砂の不法投棄について、県の認識を伺います。

江俣森林整備課長 まず最初に、北杜市の件ですが、全体として6か所ございます。これらにつきましては、委員がおっしゃられたとおり命令を下したところでございますが、その後、令和7年3月に改めて、特に危険な場所4か所につきましては、具体的にこのような形で直すよう図面をつけた形で改善命令を発出したところでございます。

その他の6か所のうち2か所につきましては、1か所につきましては、改善計画というものを策定済みでございまして、もう1か所につきましては、既に改善措置がなされているという状態でございます。

今の状態といたしましては、過去の条例に基づく命令、措置の期限が、令和8年8月17日としておりまして、これまでの間に改善されなければ、改めて適切な対応をしていくことになります。

菅野委員 今年の2月から3月にかけて、新たに搬入された4か所の不法投棄については、どのように認識をされていますか。

江俣森林整備課長 先ほどの説明と重複するところもございますが、その4か所につきましては、具体的なのは正内容を図面で示した形で追加の措置命令を出している状態です。

菅野委員 そうしますと、大蔵地区の4か所については、追加で措置命令をされた、先ほど御説明があった特に危険な4か所という理解でよろしいですか。

 いずれにしても、3年前の盛土については、この事業者は有罪判決を受けたにもかかわらず、ほぼ手つかずのままということで、今回新たな盛土についてもその命令が出されたということですが、放置される可能性があるのではないかなと心配するのですが、新しい盛土規制法での対応になるのか分からないのですが、より強制力を持った、確実に処理をさせる、事業者が対応するような何らかの措置が必要かなと思いますが、その点について、県はどのように対応するお考えでしょうか。

江俣森林整備課長 まず1点、盛土規制法につきましては、本年度の4月1日から規制を開始しております、それ以前に行われた行為につきましては、県で設けております条例に基づく対応となります。ですので、まず、そこに切り分けがございます。

 今回の件につきましては、昨年度中に行われた行為になりますので、条例に基づいて命令を出している、かつ、その具体的な改善措置命令の期間を、令和8年8月までに行うようにと命令しておりますので、その時点までに解決しなかった場合につきましては、刑事告発も含めて検討して対応していくことになります。

菅野委員 地域の方の御心配は絶えず続いていると思いますので、しっかり事業者には対応してもらえるように、県は引き続き対応を進めていただきたいと思います。

 （産業廃棄物処理施設について）

 同じ北杜市内なのですが、須玉町内に2か所ある産廃施設から悪臭が発生するということで、県が調査をした結果、致死量を大量に上回る硫化水素が発生したということが過去にあったかと思います。その問題についてお伺いします。

 まず、この件については、県が令和元年に行政代執行によりセメントで固めたというもので、北杜市内の2か所の産廃施設となっているのですが、そこから悪臭が発生しているということで、令和3年に長崎知事が現地を視察した際に、セメント固めをされた産業廃棄物から悪臭が発生しているということも確認し、環境面で問題があるということで、本来この場所にあるべきではなく、産廃自体を撤去することも選択肢に対応を検討したいと述べたと報道されています。

 そこで、県のその後の対応、それから、この件についての検討結果についてお伺いします。

中川技監 須玉町地内の2か所でコンクリートの固化物が行政代執行ということで、そのものについての対応ということですが、当該セメント固化物は、廃棄物をもともと野積みしたその行為者が撤去するべきものでありまして、県では行為者に対して撤去を指導している状況でございます。

- 菅野委員 事業者に対して、県は撤去を指導しているということで理解をいたしました。
- いずれにしても、この2つの施設については、その後動きがないよだということ
で、地元の方たちからはいろいろと心配の声も上がっているわけですが、その施設の近
辺、脇などでは日々農作業をしていて、作物も作られているということで、地元からは、
硫化水素が発生したり、悪臭がしたりといった、不安のもとになっている施設を孫子の
代までは残せないということで、県の対応に期待をしているという声も伺っています。
- 産廃施設の撤去を検討するべきではないかと思ったのですが、こちらについては、
事業者がしかるべき対応を、早期に施設を撤去するということに対応されるように、引
き続き県からは指導、監視等をしていただくということを要望したいと思います。
- 中川技監 現在、県では定期的な監視を実施しておりますし、併せて周辺への影響がないとい
うことの確認を、悪臭、水質の検査で行っておりますので継続してまいります。
- (リニア工事に伴う残土処理について)
- 菅野委員 リニア工事に伴う残土処理に関して、環境基準値を超える重金属が検出された仮置
場の管理状況について伺います。
- 昨年から今年にかけて、リニア中央新幹線建設工事に伴う発生土の仮置場から、環
境基準値を超えるヒ素やセレンが検出されたという問題で、早川町内の仮置場の管理状
況について伺います。
- まず、リニア中央新幹線建設を進めるＪＲ東海は、南アルプストンネルの掘削工事
の発生土を早川町内に仮置きをしています。その際の発生土はどのように管理されてい
るか伺います。
- 野中大気水質保全課長 リニアの主にトンネル工事で発生する残土につきましては、ＪＲ東海の管理
の下、早川町内に11か所仮置きしてございます。そのうち、事前にトンネルから掘削
時に検査した結果、重金属等が基準を上回る量を含まれているものにつきましては、よ
くある処分場と同じように遮水構造を設けた場所で仮置きしている状況でございます。
- 菅野委員 この仮置場のうち、2か所の仮置場の観測用井戸の地下水から基準値を超えるヒ素
が検出されたということが、昨年4月と今年の2月にＪＲ東海から県に報告があり明ら
かになりました。この報告を受けて、県はどのような対応をしたのですか。
- 野中大気水質保全課長 2か所からヒ素ではなく、昨年4月に1か所からセレン、今年の2月に1か
所からヒ素がそれぞれ地下水の環境基準を上回る濃度で、地下水のモニタリングの結果
で検出されたということでございます。
- いずれもＪＲ東海から県に連絡がございまして、直ちに私どもは周辺の環境調査、
具体的には付近の河川及び地下水の調査をしまして、汚染がどのぐらいの広がりかどう
かという確認をしました。その結果、今回検出されたＪＲ東海が調査した井戸も含め検
出されなかったということで、取りあえず周辺への影響はないということは分かりまし

た。

その後、ＪＲ東海には指示をいたしまして、週１回の検査を継続させておるところでございます。いずれの箇所も、それ以降は環境基準を上回る有害物質は検出されておられません。

菅野委員

工事を行っている当事者のＪＲ東海へも調査を指示されたと承知しました。

ＪＲ東海が独自に発生土の管理や水質の調査を行うことは当然だと思うのですが、今回のように環境基準値を超えた場合に県に報告があるという仕組みだと、調査と調査の間で基準値を超えた場合、その状態がしばらく続くことになるのではないかなと心配いたします。

今年１月には、リニア中央新幹線の環境影響評価の中間報告への知事意見でも調査回数を増やすことを求めていると思いますが、ＪＲ東海の調査の間隔を短くして常時監視体制にすることと併せて、県としても常時監視の体制を取ることが必要ではないでしょうか、その点についてはいかがですか。

野中大気水質保全課長 もともと地下水のモニタリングは、実際に行うのは請け負っている建設会社なのですが、月１回などの頻度でやっておりましたが、今回有害物質が検出されたという事実をもって、県の指示で週１回と既に頻度を高めています。

また、未然防止の観点からも、このような基準を超えた土を保管しているところでは、雨が降れば有害物質を含んだ雨水も発生することがございますので、そのようなものは水質汚濁防止法という法律の中で、貯蔵施設という届出をいただきまして、それは県の監視下にありますので、そのようなところの定期監視の中で未然防止を図っております。

もっとも今回のケースは、そのような施設から漏出したものではなく、地下水から検出されたということで、現在ＪＲ東海でも原因究明を行っておりますが、恐らくは自然由来という可能性もあります。いずれにしましても、引き続きＪＲ東海に監視を求めていく中で、県としても必要なタイミングで監視を行います。

なお、今回の知事意見での監視の頻度というのは、この地下水の場所ではなく、トンネル工事によって、岐阜県などのように、地下水の低下、地盤沈下などが起こらないように、トンネル工事付近での河川の水量などの監視をさらに頻度を高めるようにと要請している状況でございます。

菅野委員

以前、こちらの早川町内については、ダム施設の視察に行った際に私も目にしたところでした。発生土がかなりの高さで、自然の中に仮置きされているところを見てきました。豪雨とか地震などが発生して崩れた場合などを考えると、本当に心配になるような状況だと思います。

さらに、発生土を積載した大型ダンプが早川沿いの道路を多数行き来してしまっていて、そのような状況は、沿線に住む方々にとって大きな不安要素にもなっていると思います。そうした不安を取り除くことも県の重要な任務ではないかと考えますが、その点について

てはいかがでしょうか。

野中大気水質保全課長 地震に関しては、委員御心配のとおりのことでもありますので、当然ながら、仮置場の残土の積み方などは、土木工学的に安全性を担保したもので行われていると確認しております。

一方、ダンプにつきましては、あの場所は別にリニアの工事だけでダンプが通るわけではなく、雨畑ダムのしゅんせつなどや砂利運搬のダンプもありますので、町と県の、私どもではなく県土整備部サイドと、それからそのようないろいろな関係の事業者たちが集まって協議会をつくっておりまして、住民の苦情やダンプの台数の管理などを行っている聞いております。

菅野委員 では、引き続き適切な調査、対応がされるようお願いをしたいと思います。

(山中湖畔の県有地について)

山中湖畔の県有地についてです。本会議でも質問いたしましたが、そこでは取り上げ切れなかったこともありますので伺います。

まず、県が富士急行に貸し付けている山中湖畔県有地については、賃料を巡って合意が得られなかったということで、昨年10月に民事調停を県が申し立てました。調停の申立てをしてから、これまでどのような対応準備をしてきたのか、まず伺います。

渡邊次長 昨年、民事調停を10月末に申立てをして以来、まず、これまでの間、民事調停自体の期日というものはまだ開始されておられません。ですので、期日が始まってから、我々が申立てをしております賃料、それから、承諾時の条件としての承諾料等について、申立てに基づいて裁判所を介して交渉を行ってまいりたいと考えております。

菅野委員 調停の期日が開始されていないということですが、県としては、今回この調停を申し立てた、調停を行うということでどこにゴールを設定しているのか、県としての調停での着地点をどのように考えていますか。

渡邊次長 先ほどの御質問に対するお答えと重複するところがございますが、まずは申し立てしております賃料の増額、それから承諾料、それ以外にも細かい点がございしますが、その申立てをまず主張して、調停委員の介在の下、富士急行と交渉を進めてまいりたいということで考えておりまして、まだ着地点といったような状況ではないところにあります。

菅野委員 着地点までは考えられていないということですが、調停を実際県が申し立てたというところから考えると着地点はあつての話なのかなと思いました。その辺については疑問が残るところですが。

最後に、山中湖畔有地の賃料については、20億円という鑑定結果について、本会議での私の質問に対して適正な価格として評価しているという旨の答弁がありました。

今回の民事調停は新たな金額での調停ということだったと思いますが、現況での新規賃料は12億8,000万円、約13億円ほどだということで、20億円と鑑定した方とは別の鑑定士ということですが、その差が約7億円というのは、素人的にというか、私的にはとても大きいと思いますが、その金額の差についてはどのように認識をしていますか。

渡邊次長

まず、12.8億円という評価についてでございますが、一昨年8月の東京高裁判決を受けて、手法の中の一つの新規賃料として出されたもので、新規の賃料から直近の現在の賃料3.3億円、その差額について貸主と借主のほうで配分するという手法の中で出てきた数字でございます。

ですので、12.8億円というのは、新規の賃料として貸し付けるとしたらという場合の賃料として鑑定したものでございまして、処分を受けた鑑定士が算定をした20億円というものとは性質を異にするものでございます。その差額が大きいのではないかと御指摘がありますが、鑑定士により、どのような手法を用いて鑑定するかということについては、様々な専門的知見、知識から導き出されるものでありまして、そのような数字の違いというのは生じることはあるものであり、7億円の差をもって問題ではないかといったことはないと考えております。

菅野委員

最後に伺いますが、今の御説明は、20億円と鑑定した際の手法とは別の手法を用いて、別の鑑定士が鑑定をした結果が12億8,000万円だったということですね。

このことからすると、今回、県が民事調停を申し立てましたが、そこに至るまでは20億円という鑑定結果が先にあったと思いますが、この調停を行うに当たっては、さきの20億円を鑑定したときとは別の鑑定士であり、別の手法を用いて算定をしたこの賃料で調停を行うという理解でよろしいでしょうか、確認をしたいです。

渡邊次長

12.8億円という話がありましたが、今回調停に向かい、鑑定における金額を算定する上での一手法の中で、まず基本的な数値として出した新規賃料と言えるものが12.8億円、そこからその手法を用いて導いた金額、それから、その手法だけではありませんので、それ以外の方法によりまして賃料を試算し、その配分も、例えばA、B、C手法ございましたら、Aを何割、Bを何割、Cを何割と勘案する形で評価して、その結果出てきた賃料を調停の中で賃料として申し立てる材料としているところでございます。

菅野委員

あくまでも基本的なものとして出した金額で、幾つかの手法を基にして導き出した賃料を基に民事調停を行うということでもいいのでしょうか。では、その賃料は、幾らになるのでしょうか。

渡邊次長

今回、調停で材料として提示をしております賃料は、先ほども申し上げましたが、鑑定士が1つの賃料を算定する上で、おおむね3つほどの手法を用いているわけですね。

れども、その中の一つの手法の中の算定上に出てきた基礎となる数字が12.8億円ということでありました。それを用いて、先ほど申しましたように配分を考えて賃料を算定しておりますが、調停は非公開で行われるということもありまして、お互いの信頼関係でこれから交渉を進めるということになっておりますので、金額については、県のほうから申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

大久保委員長 この際申し上げます。森林整備課長より、先ほどの菅野委員に対する答弁を修正したい旨の申出がありましたので、これを受けることとします。

江俣森林整備課長 先ほど菅野委員から御質問のありました、北杜市須玉町の違法盛土の件でございますが、委員御指摘の2月から3月に行われた4か所は、先ほど私から説明させていただいた場所とはまた別の近接地に4か所ございまして、それらにつきましては、条例に定める3,000平米未満の規模ということで、条例には抵触しません。

一方、北杜市では指導要綱を定めておりまして、この要綱に基づいて市で現在指導を行っているところでございます。

あわせて、その近接地、先ほど6か所と申し上げたうちの大規模なものの4か所がその周辺に近接しております。そのうちの3か所につきましては、改めて追加の措置命令を発出しておりまして、令和8年8月までとなっているところでございます。

以上、訂正をさせていただきます。

(山中湖畔の県有地について)

飯島（修）委員 今の問題で整理させていただきたいと思います。

20日の金曜日に菅野委員の一般質問でもありましたが、3月19日に山中湖畔の県有地の賃料を20億円と鑑定した鑑定士に対して、日本不動産鑑定士協会が会員の権利停止3か月の懲戒処分を出したと、依頼者に偏った恣意的な評価を行った、そのため評価が過大となったという指摘をされています。それについて、どのような依頼をしたかという質問があったかと思います。

もう一つ、鑑定評価について、不動産鑑定評価基準にのっとっておらず、金額についても現在の賃料と著しく乖離し、公平、妥当性を欠いているという指摘がありました。

知事は記者会見でこの件に関して、形式的な瑕疵であって、内容まで否定されるものでは全くないとおっしゃっています。本会議上で部長が答弁されたかと思いますが、これは事実に基づかず、一方的で遺憾だという答弁をされたとは思っているのですが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

渡邊次長 1つ目に、どのような依頼をしたのかということですが、当該処分を受けました、その対象となりました不動産鑑定は、住民訴訟におきまして議論を重ねていく中で、自治法に定める適正な対価とは何かという問題意識を持つ中で依頼をしたものであります。

これを受け、鑑定士は周辺別荘地の賃料額と著しい差があることを重要視し、自らの知識、職業倫理に基づき、適正な価格として評価したものと考えております。

2つ目に、本会議の答弁で極めて遺憾であるということで発言したことにつきましては、恣意的な評価を求めたのかどうかということですが、事実として、県から、そのような評価をということで依頼した事実は全くありませんので、そのようにお答えしたところでございます。

飯島（修）委員 不動産鑑定士協会から懲戒された鑑定士については、今、お答えいただいたように、まさにこの県有地問題の原点なのです。従来3億3,000万円、その6倍を提示して、これが根拠になって富士急との訴訟が始まったわけですね。だから、この20億円がなければ、変な話このようなことはなかったのです。県も特別委員会も設置しませんでしたし。

私も、県有地について、県民の利益の最大化を図ることは大賛成です。けれど、県有地の利益を最大化するその判定が恣意的な評価だったという評価をされているわけです。この場合、県も県民も不幸ですよ。

これに関して知事は、先ほども申したように、形式的な瑕疵であって内容まで否定されるものではないとおっしゃっています。その形式的な瑕疵というのは何ですか、教えてください。全く理解できません。

渡邊次長 形式的な瑕疵ということですが、連合会が行った処分理由について見ますと、例えば、これまでの契約内容や賃料改定の経緯など、固有の価格形成要因を踏まえ、総合的に評価すべきところを詳細に分析した記載がないというものがございました。

また、賃料額の算定に当たっては、複数の手法を用いるべきとされているところ、単一の手法によることに対する論拠が乏しいという指摘もございました。

しかしながら、当該鑑定書には、これらの記載は十分記載されております。ただ、その内容が連合会から見て十分でないという指摘されたものでありまして、言わば見解の相違と考えております。このため、今回の処分などをもって鑑定内容が否定されるものではないと考えております。

飯島（修）委員 私も、この不動産鑑定士協会連合会の吉村会長が書いた懲戒処分の公表を、穴が開くほど読みました。県のいろいろな考え方があるということは、よしとします。けれど、不動産鑑定士協会としては、会員が不動産鑑定評価基準や実務指針にのっとって評価するということが原則です。

では、皆さんも反論するのであれば、この不動産鑑定評価基準、実務指針というのは全部分かっているわけですね。お答えください。

渡邊次長 鑑定評価基準、実務指針につきましては、私ども職員の立場ですので、基本的なところとして承知はしているところであります。あくまで、今回の連合会の指摘というものにつきましては、その内容も読ませていただきまして、鑑定書の中で述べられている論拠などを見ましても、形式的に指摘されたものになると考えているところであります。

飯島（修）委員 あくまでも形式的というのは何かこだわっているみたいですが、現行賃料を前提にしていない、基礎価格に対する純賃料の割合を踏まえていないため、不動産鑑定評価基準にのっとった評価を行っていない、合理的な理由なく、差額配分法及びスライド法を適用せず利回り法のみ適用している、期待利回りをその都度上方修正しているが合理的な根拠はない、このようなものは形式的ですか。私にはそのように思えません。

では、原則に戻って、こういう事件がありました、しかし県としては、あくまでも20億円は間違いない、今でもそのように鑑定した金額については何の疑問も持っていないというスタンスでいるということでもいいですか。

渡邊次長

形式的なところということでございますが、不動産鑑定評価基準におきましては、継続賃料を求める際に幾つかの手法を取るということは言われているところでありますけれども、90年にわたり低廉な価格で抑えられていたということでもありますので、そこに鑑定士のほうでは問題意識を持って、どの手法を用いるかということは、鑑定書の中でも十分考慮して、その理由は述べているところであります。

その一手法しか取っていないという論拠については、しっかり述べているところであります、そのことを捉えて、私どもは、形式的な瑕疵ということで申し上げております。

その結果として20億円として出た鑑定額に基づいて、高裁まで主張してまいりましたが、そのことによって、結果としまして、事実として東京高裁の判決におきましては、造成前の素地価格による低廉に抑えられた賃料額を基準に算定された継続賃料については相当ではないという場合もあり得るという、県のほうの考え、この鑑定を基に主張したものと、その妥当性についての言及を引き出すことができたということで、大きな意義があったと考えております。

飯島（修）委員 大事な問題なので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

おっしゃったように、2023年8月、東京高等裁判所で県の全面敗訴です。私もメンバーの一人だったのですが、県有地の特別委員会、いろいろな人を招聘して、具体的に言うと、鬼丸判事は最初から裁判に委ねたらどうかと言っていました。それをずっと拒絶していましたが、結局裁判になって敗訴したと。その間、約2年間、2億5,000万円以上の血税が使われているという結果ですよ。これ事実ですから。

今回の不動産鑑定士は、不動産鑑定士協会といえば、医師でいえば日本医師会であり、そこから否定されているのです。このような事実を普通に見たらおかしいと思わないですか。一般市民としては、県民としては思うのが当然ではないでしょうか。だから聞いているのです。

調停の道筋もまだつかないという答弁もいただきましたけれど、当然だと思います。

富士急にしても、当然このような情報は入っているわけですし、県のそのような取扱いを見たら、とても調停に積極的に参加しようと思わなくなるのは当然だと思います。

だから、県の見解があってももちろんいいと思いますが、そのような懲戒が不動産鑑定士に関して出たわけなので、真摯に受け止めて、さらに県有財産の最大化を図るた

めに邁進してほしいということが私の気持ちです。

それで、もう一つ、御存じだと思いますが、この不動産鑑定士については、国土交通省の関東地方整備局が、鑑定評価額を高くする意図で合理的根拠に基づかない鑑定評価を行ったと指摘して、3月25日付で嚴重注意の行政処分を行っています。御存じですか。

渡邊次長 委員御指摘の国土交通省による行政指導については、新聞報道をされたところもありますので、承知はしております。

飯島（修）委員 私自身、恣意的に質問をしているわけではないです。客観的に、いろいろな団体がそのような指摘をしているわけなので、県もしっかりとそれを受け止めて、今後の県有地の賃料対策などをしてほしいと思っています。

それから、当然このようなことが起きると、先ほどから話題になっています12.8億円は本当に妥当なのかと、大丈夫かなと思うわけです。

20億円と鑑定評価した不動産鑑定士が、親元の協会から恣意的だと言われていて、その人をチェンジして、違う不動産鑑定士が今度は12.8億円という金額を出しているわけですね。でも、皆、この鑑定士は本当に大丈夫なのかと思いますよ。そのあたりはどうでしょうか。

渡邊次長 12.8億円についての御質問、御指摘でございますが、12.8億円というのは、あくまで一鑑定上の手法の中で、現在の実質の賃料、新規に貸し出したらという賃料としまして、近隣の同一別荘地等の賃料などを基にして導き出した数字であり、客観的なものであります。

その12.8億円というものが、そのまま賃料というわけではございませんので、そこから、先ほど申し上げましたとおり、現在の賃料3.3億円の差額を貸主と借主に配分をします。それで一つの鑑定の試算が出てまいります。ほかの手法とも組合せをしまして、賃料額として、鑑定額を出しておりますので、12.8億円というのはそのような性質であるということで御理解いただきたいと思います。

飯島（修）委員 では、12.8億円は一つのサンプルと、こういう考えでいいのですかね。なぜかという、この12.8億円は、先ほどからいろいろな質問がありますが、知事が4月1日の記者会見で記者の質問に答えているのですね。「ちなみに今行っている鑑定によると、継続賃料の算定に当たっての正常賃料は12.8億円です」と。これを見たら、やはり12.8億円だと思うじゃないですか。でも説明を聞いたら、違うのかなと。

だから、そのような事実に基づいて質問してまいりますから、決して恣意的なことでもないし、そのような事実を私たちはいろいろな県民にも知ってもらわないといけないから、県はしっかりとやっているよと、こういうことをやっているよというメッセンジャーの役もありますので、そのことも十分理解していただいていると思いますが、あえて申し上げたいなと思います。

いずれにしても、何回も申し上げるように、県民の大切な県有財産でありますから、今後もさらに公平・公正な賃料について御尽力いただければと思いますが、最後に一言答弁をお願いします。

渡邊次長

委員がおっしゃいましたとおり、山中湖畔県有地を含めまして、恩賜県有財産につきましては県民の大切な財産でございます。そこから得られる賃料を最大化するという目的を持ちまして、これからも客観的な鑑定や取引慣行などに基づいて、賃料、承諾料等の調停で申し立てしております主張をまず、調停委員を介して交渉をしてみたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を9月2日から4日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄